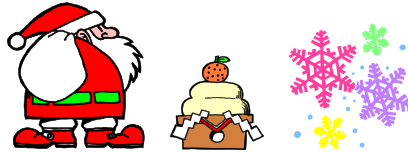


平成19年度 年末年始無災害運動実施要領 (2007.12.15~2008.1.15)

スローガン『年末年始の安全管理 基本をしっかりと 心にゆとり』

林材業ゼロ災運動の推進!

ゼロ災でいこう よし!



気が乾燥し、火災が発生しやすい環境になっています。

趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちがあわただしい年末を無事故で過ごし、明るい年始を迎えることができるようにとの趣旨で、昭和46年から労働省(現厚生労働省)の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で37回目を迎える。

我が国における労働災害の被災者数は、長期的には減少傾向を示しているものの、今なお、年間55万人に上る労働者が被災し、1,400人を超える労働者の尊い生命が失われている状況にある。また、近年においては一度に多数の労働者が被災する重大災害が増加の傾向にあり、中小規模事業場における労働災害発生件数が依然として高い水準にあるなど、予断を許さない状況が続いている。

さらに、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続け、平成18年には約49%に上り、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は年間350件と高い水準で推移している。また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は60%を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

職場の安全や労働者の健康の確保を図るためには、何よりもトップがその方針を明らかにして、その指示のもと安全衛生活動を計画的かつ継続的に実施していくことが必要である。

とりわけ、年末年始は何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となる。

一年間

皆さんの職場は安全でしたか?

中央労働災害防止協会が主唱するこの運動を機会に、安全衛生管理の基本に立ち返り、4S、年末パトロール、年始点検を実施して、年末年始を無災害でいきましょう!

4 S

4S(整理・整頓・清掃・清潔)は安全な作業の基本であり、4Sの行き届いた職場では、作業もゆとりを持って効率よく仕事をすることができます。

年末パトロール

ラインの管理・監督者が職場パトロール(職場巡視)を行うことによって、作業者が気付かない危険の存在をいち早く発見し、災害を防ぐことができます。

年始点検

年末年始の休暇が明けて、作業を立ち上げる時は、機械設備に何らかの変化があるかもしれません。低気温による影響を考え、機械類の油圧を重点的にチェックするなど、重点項目を定めて作業点検をするとよいでしょう。

年末年始の労働災害

職場では、年末の点検整備や、年始の立上げ作業など、非常作業が多くなる時期です。さらに、この時期は、「納期に間に合わせる」という急ぎの心理や、「休暇中の予定に思いをはせている」という「ぼんやり」の心理に陥り、ヒューマンエラーを起しやすい状態になります。

交通事故と災害

交通事故でこの時期に多いのは、飲酒運転による事故や、雪道・凍結時におけるスリップ事故です。また、冬は空

また、この時期は、働く者一人ひとりが新たに日常の安全衛生活動を総点検するとともに自らの健康や生活習慣を見直す絶好の機会でもある。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるため、年末年始のあわただしい時期にこそ、心にゆとりを持ち、「安全第一」の考えのもと、安全管理体制の整備、作業前点検の実施や作業手順の遵守などの適正な作業方法の確認、交通ルールの徹底等、安全管理の基本を着実に実施することが必要である。

このような趣旨を踏まえつつ、本年度の年末年始無災害運動は、「年末年始の安全管理 基本をしっかりと 心にゆとり」を標語として展開することとする。

事業場の実施事項

- (1)経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2)リスクアセスメントの推進、労働安全衛生マネジメントシステムの確立などをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の活性化
- (3)過重労働による健康障害防止のための総合対策、メンタルヘルス対策等労働者の健康を確保するための対策の推進
- (4)就業制限業務及び作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- (5)KY(危険予知)活動の実施
- (6)機械設備に係る定期自主点検及び作業前点検の実施
- (7)作業開始前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施
- (8)非正常作業における災害防止対策の見直し
- (9)職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (10)火気の点検、確認等火気管理の強化
- (11)飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康指導の実施
- (12)はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (13)高年齢労働者の安全対策の促進
- (14)交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (15)石綿障害予防対策の徹底
- (16)安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実
施